



平成25年5月17日

各位

会社名 日立造船株式会社
代表者名 取締役社長兼COO 谷所 敬
(コード番号 7004 東証・大証 各第1部)
問合せ先 総務・人事部長 森本勝一
TEL(06)6569-0013

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月17日開催の取締役会において、平成25年6月25日開催予定の第116回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式併合

1. 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指して、平成26年4月1日までに、売買単位を100株と1,000株の2種類に集約することを決定するとともに、売買単位が1,000株以外の上場会社に対して、同日までに売買単位を100株とすることを義務づけています。

当社は、東京証券取引所および大阪証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数の変更(500株から100株に変更)を行うこととし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

- (1) 併合する株式の種類 普通株式
(2) 併合の方法・比率 平成25年10月1日(火)をもって、平成25年9月30日(月)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。
(3) 減少株式数

発行済株式総数(平成25年3月31日現在)	796,073,282株
併合による減少株式数	636,858,626株
併合後の発行済株式総数	159,214,656株

(4) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

なお、本株式併合を踏まえた当社平成26年3月期の配当予想等につきましては、本日付の別途開示資料「株式併合に伴う業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 株式併合により減少する株主数

(1) 平成 25 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	102,121 名 (100.0%)	796,073,282 株 (100.0%)
5 株未満	323 名 (0.3%)	531 株 (0.0%)
5 株以上	101,798 名 (99.7%)	796,072,751 株 (100.0%)

(2) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみご所有の株主様 323 名 (所有株式数の合計 531 株) は、株主としての地位を失うこととなります。

一方、5 株以上ご所有の株主様については、株式併合の効力発生と同時に、単元株式数を 500 株から 100 株に変更しますので、株式併合の前後で、株式の売買機会や議決権の権利の状況等に変動は生じません。

なお、単元未満株式を有する株主様は、当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができるのと同時に、当社定款の定めにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう請求することができます。

4. 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

5. 株式併合の条件

平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 116 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

6. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成 25 年 5 月 17 日
- (2) 定時株主総会決議日 平成 25 年 6 月 25 日
- (3) 株式併合の効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日

II. 単元株式数の変更

1. 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、現在 500 株となっている当社株式の売買単位を 100 株とするため、単元株式数の変更を行うものであります。

2. 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたします。

3. 変更日

平成 25 年 10 月 1 日

【ご参考】

上記株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 25 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、平成 25 年 9 月 26 日をもって、証券取引所における当社株式の売買単位が 500 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

Ⅲ. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

上記Ⅰ. の株式併合の実施による発行済株式総数の減少に伴い、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を減少させるとともに、上記Ⅱ. の単元株式数変更に伴う規定の変更を行うものであります。

また、定款変更の効力発生日に係る附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>2,000,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>400,000,000株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社は <u>500株</u> をもって1単元の株式とする。	第8条（単元株式数） 当社は <u>100株</u> をもって1単元の株式とする。
〈新 設〉	<u>附 則</u> <u>(効力発生日)</u> 本定款第6条及び第8条の変更の効力発生日は、 <u>平成25年6月25日開催の第116回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u>

3. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成 25 年 5 月 17 日
- (2) 定時株主総会決議日 平成 25 年 6 月 25 日
- (3) 定款変更の効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日

以 上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合、単元株式数変更に関する Q & A

【ご参考】

株式併合、単元株式数変更に関するQ & A

Q 1 株式併合、単元株式数変更の意味と目的を教えてください。

まず、単元株式数とは、会社法に定められており、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、また、株主総会での議決権の単位にもなっている株式数です。

現在、当社の単元株式数は500株ですので、例えば、当社株式を500株ご所有の株主様が有する議決権の数は1個ということになります。

そして、今回の単元株式数の変更は、現在500株となっている当社の単元株式数を100株にしようとするものです。

単元株式数変更の目的は、全国証券取引所が、国内の上場株式の売買単位を最終的に100株に統一することを計画し、そのために、まず、平成26年4月1日までに、売買単位を100株と1,000株の2種類に集約することを決定したことから、これに対応することにあります。

この全国証券取引所の取組みは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指すものであることから、上場企業である当社といたしましても、この趣旨を尊重し、現在500株となっている当社の単元株式数を100株に変更することとしたものです。

一方で、東京証券取引所では、投資家にとって望ましい投資単位の水準は、5万円以上50万円未満としており、当社株式について、単に単元株式数を100株にしますと、現状の株価水準からみて、投資単位はこれを下回ることとなってしまいます。そこで、単元株式数の変更と同時に株式併合を実施することとしました。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式とすることであり、今回、当社では、単元株式数を500株から100株へと5分の1にするのに合わせて、5株を1株に併合することを予定しています。

株式併合実施後の100株は、併合実施前の500株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の5倍となりますので、実質的には、現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 2 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

株式併合と単元株式数変更を同時に行った場合に、その効力の発生前後では、次のようになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	単元の数	ご所有株式数	単元の数	端数株式
(例①)	3,000株	6個	600株	6個	なし
(例②)	1,800株	3個	360株	3個	なし
(例③)	512株	1個	102株	1個	0.4株
(例④)	253株	なし	50株	なし	0.6株
(例⑤)	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例③、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して売却または買い取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式が5株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

なお、このお支払金額（端数処分代金）は、平成25年11月下旬から12月上旬頃にお送りすることを予定しております。

Q 3 株式併合は、株式の資産価値に影響を与えないのでしょうか。

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

確かに、ご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は5倍となるからです。

また、株価についても、理論上は、併合前の5倍となります。

Q 4 株式併合により所有株式数が減れば、受け取れる配当金額も減りませんか。

ご所有株式数は5分の1になりますが、1株当たり配当金を5倍とさせていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金総額が変わることはありません。

ただし、株式併合により、端数株式が生じる場合は、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、平成25年5月17日公表の「株式併合に伴う業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、平成26年3月期に関する期末配当予想は、従来予想の1株当たり2円から、1株当たり10円に修正しております。

Q 5 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

例えば、上記Q2の事例では、次のとおりとなります。

	ご所有株式数	買取り	買取り後の ご所有株式数	買増し	買増し後の ご所有株式数
(例③)	512株	12株を売却	500株	488株を購入	1,000株
(例④)	253株	253株を売却	なし	247株を購入	500株
(例⑤)	4株	4株を売却	なし	496株を購入	500株

具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人(※)にお問い合わせください。

Q 6 株式併合により、単元未満株式が生じますが、併合後でも買取りや買増しをしてもらえますか。

併合後でも、単元未満株式の買取りや買増しは可能です。

具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人(※)にお問い合わせください。

Q 7 具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しています。

平成25年6月25日 定時株主総会決議日

平成25年9月25日 現在の単元株式数(500株)での売買の最終日

平成25年9月26日 当社株式の売買単位が500株から100株に変更されます。

株価に株式併合の効果が反映されます。

平成25年10月1日 株式併合、単元株式数変更の効力発生日

Q 8 株主自身で、何か必要な手続はありますか。

株主様にお願いする特段の手続はありません。

以上

※当社の株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社

(連絡先) 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777 (通話料無料)